岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月６日

岩手県教育委員会

教育長　佐　藤　一　男

岩手県教育委員会規則第８号

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（出願の特例等） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により出願すべき高等学校以外の高等学校に出願することができる。 （１）　［略］ （２）　岩手県立南昌みらい高等学校の体育コース、体育学系、スポーツ科学学系、芸術学系若しくは外国語学系又は岩手県立花巻南高等学校のスポーツ健康科学学系若しくは国際科学学系を履修しようとする者 （３）～（６）　［略］	（出願の特例等） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により出願すべき高等学校以外の高等学校に出願することができる。 （１）　［略］ （２）　岩手県立南昌みらい高等学校のスポーツ科学学系、芸術学系若しくは外国語学系又は岩手県立花巻南高等学校のスポーツ健康科学学系若しくは国際科学学系を履修しようとする者 （３）～（６）　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。